

防整技第5299号
30.3.30
一部改正 防整技第5048号
令和2年3月30日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事の一時中止に係る事務処理要領について（通知）

標記について、別冊のとおり定めたので通知する。

なお、防衛施設に係る工事一時中止ガイドラインについて（防整技第7363号。
28.4.1）は廃止する。

添付書類：別冊

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官

防整技第5299号(30.3.30)別冊
一部改正 防整技第5048号(令和2年3月30日)

建設工事の一時中止に係る事務処理要領

整備計画局施設技術管理官

第1 目的

本事務処理要領は、建設工事請負契約書（建設工事請負契約書について（防整施（事）第146号。28.3.31）別冊第1及び別冊第2の建設工事請負契約書をいい、以下「契約書」という。）に基づき工事の中止を行う場合において、具体的な事例や発注者及び受注者双方の留意点を明示し、受発注者間の理解に貢献することで、契約関係における責任の所在の明確化や契約内容の透明性の向上を図るとともに、工事の中止に伴う事務処理の円滑な実施を図ることを目的とする。

なお、工事一時中止に伴う設計変更は、建設工事の設計変更事務処理要領について（防整技第5300号。30.3.30）によらず、本事務処理要領により実施されたい。

第2 一時中止に係る手続の基本フロー

一時中止に係る手続の基本フローは、別紙第1のとおり。

第3 一時中止の通知

発注者は、工事を一時中止するに当たっては、受注者に対して対象となる工事の内容、工事区域、一時中止期間の見通し及び工事現場を維持管理するために必要な管理体制の基本的事項を別紙様式第1により通知する。

発注者は、当該通知を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

1 全般事項

- (1) 工事の一時中止に係る通知は、工事の完成前までに行う。
- (2) 一時中止期間は、一時中止を通知したときから一時中止の要因となっている事由が解消し、受注者が工事現場に入り作業を再開できると認められる状態になったときまでとする。

なお、発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認めたときは工事の再開を別紙様式第2により受注者に通知する。
- (3) 発注者は、一時中止の要因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する。
- (4) 一時中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合、契約書第54条第1項第2号の規定により、受注者は解除することができることに留意する。
- (5) 発注者は、一時中止に伴う工期の延長又は請負代金額の増加費用を適正に確保する。
- (6) 工事の一時中止期間における監理技術者等（現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者をいう。以下同じ。）の取扱いについては、一時中止期

間中は、専任を要しない期間であるほか、受注者の責めに帰すことができない事由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長する場合は、監理技術者等の途中交代が認められる。

2 一時中止の要因となる事例

- (1) 契約書第17条に規定する工事用地等の確保が行われない場合
- (2) 契約書第19条に規定する設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能な場合
- (3) 設計変更等により計画通知の変更手続が必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- (4) 同一現場内に建築、土木、機械、電気又は通信の複数工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事が施工できない場合
- (5) 同一現場内に建築、土木、機械、電気又は通信の複数工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事が施工できない場合
- (6) 同一現場内に建築、土木、機械、電気又は通信の複数工事があり、一部の受注者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事が施工できない場合
- (7) 地中障害物・埋設物の調査又は処理を行う場合
- (8) 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
- (9) 天災により地形に物理的な変動があった場合
- (10) 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合

3 通知に係る記載内容

- (1) 一時中止をする理由には、「用地取得が未了のため。」、「計画通知確認未了のため。」、「台風災害による復旧作業のため。」など具体的な理由を記載する。
- (2) 一時中止する工事の工種には、「工事着工に係る全般」、「今後着手予定の全ての工種」、「アスファルト舗装に係る部分」、「コンクリート工事に係る部分」など具体的な工事の工種を記載する。
- (3) 一時中止する工事区域には、「全ての工事区域」、「庁舎地区」、「隊舎2階部分以降に係る区域」、「護岸工事に係る区域」など具体的な工事区域を記載する。
- (4) 一時中止する期間には、「令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで」、「当分の間(工事再開通知が出されるまでの間)」など具体的な期間を記載する。
- (5) 管理体制の基本的事項には、現場の巡回回数、関係者の緊急連絡体制及び対応、技術者の専任の有無並びに工事再開に関する方策を記載する。

第4 現場管理計画書等の提出

1 現場管理計画書

発注者は、受注者に対し工事の一時中止を通知した場合、一時中止期間中の工事現場の維持管理に関する計画書（以下「現場管理計画書」という。）を、別紙様式第3により提出させる。

発注者は、受注者に現場管理計画書の提出を求めるとき又は受注者から提出された現場管理計画書の記載内容を確認するときには、次の事項に留意すること。

- (1) 現場管理計画書には、一時中止時点における工種の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具に関すること、一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること、工事現場の維持管理に関すること、一時中止に伴う増加費用の算定根拠に関すること並びに一時中止した工事現場の管理責任に関することの基本的事項を明示する。
- (2) 発注者は、受注者から提出された現場管理計画書に支障が無いと認めるときは、これを承諾する。
- (3) 一時中止期間中であっても工事現場の維持管理は、受注者が善良な管理者の注意をもって行う。

なお、善良な管理者の注意とは、職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のことをいう。

- (4) 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、工事現場の維持管理は必要であることから現場管理計画書を提出させる。
- (5) 現場管理計画書の作成に当たっては、記載内容について受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- (6) 一時中止期間の変更など現場管理計画書の内容に変更が生じる場合は、受注者に変更現場管理計画書を作成させる。
- (7) 現場管理計画書に係る内容を特記仕様書に明記する。

なお、特記仕様書への記載例を次に示す。

工事の一時中止に係る現場管理計画書の作成

ア 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、工事一時中止期間中における工事現場の維持管理に関する計画書（以下「現場管理計画書」という。）を発注者に提出し承諾を受ける。

なお、現場管理計画書の記載内容については、一時中止する工種の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具に関すること、一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること、一時中止期間中の工事現場の維持管理に関すること、一時中止に伴う増加費用の算定根拠に関すること並びに一時中止した工事現場の管理責任に関することの基本事項を明示する。

イ 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全する。

2 工期短縮計画書

発注者は、一時中止した工事の再開に当たり中止期間相当分の工期延長を行わない場合、その旨を受注者に請求するとともに、工期短縮に伴い新たに発生する費用に関する計画書（以下「工期短縮計画書」という。）を別紙様式第4により提出させる。

発注者は、受注者から提出された工期短縮計画書の記載内容を確認するときには、次の事項に留意すること。

- (1) 工期短縮計画書には、工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること、工期短縮に伴う施工体制及び短縮期間に関すること並びに工期短縮に伴い新たに発生する費用に関することの基本的事項を明示する。
- (2) 発注者は、受注者から提出された工期短縮計画書に支障が無いと認めるときは、これを承諾する。
- (3) 工期短縮計画書の作成に当たっては、記載内容について受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないように十分協議を行う。
- (4) 受注者は、発注者が承諾した工期短縮計画書に基づき、工程の遵守に努める。
- (5) 工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う。
- (6) 工期短縮計画書に係る内容を特記仕様書に明記する。

なお、特記仕様書への記載例を次に示す。

工事の一時中止に係る工期短縮計画書の作成

一時中止の再開に当たり、工期短縮を行う必要があると発注者が判断し、受発注者間で協議の上合意した場合には、工期短縮計画書を発注者に提出し承諾を受ける。

なお、工期短縮計画書には、工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること、工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること並びに工期短縮に伴い新たに発生する増加費用及び算定根拠に関することの基本的事項について明示する。

第5 増加費用

1 全般事項

- (1) 建設工事の一時中止に係る増加費用について（防整技第5298号.30.3.30。以下「増加費用通知」という。）別紙の1に規定する必要があると認められるときは、工事を一時中止した場合であって、一時中止の期間がごく短期間であった場合、一時中止が部分的であり全体工事の施工に影響がない場合などの例外的な場合を除いたものをいう。
- (2) 増加費用又は損害費用の負担は、契約内容の変更によって間接的に生じる費用であり、契約内容の変更以外の事由によって生じる費用については発注者の負担

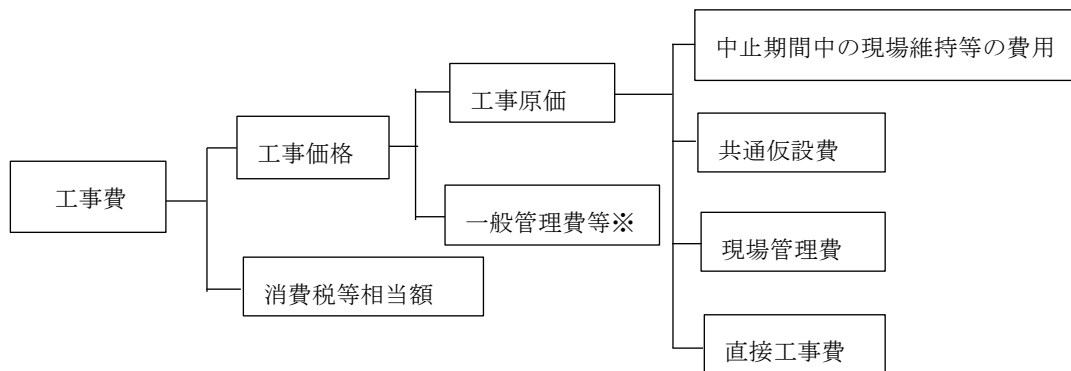
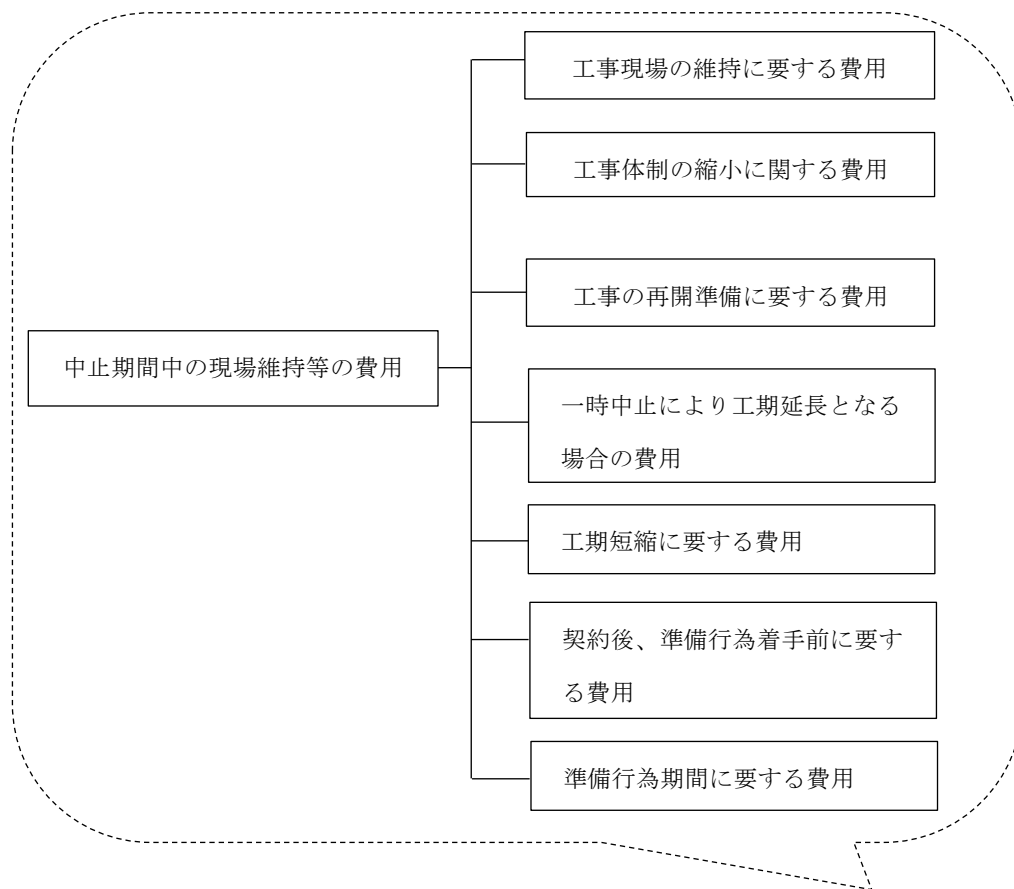
額である。

なお、具体的には一時中止により生じた現場の維持管理費、労務者や技術職員の転入に要する費用、間接的に生じる増加費用や発注者に過失があった場合の損害賠償費のことである。

- (3) 増加費用通知の2(6)に規定する契約後、準備行為着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料が未手配の状況で測量等の準備行為に着手するまでの期間をいう。
- (4) 増加費用通知の2(7)に規定する準備行為期間とは、契約締結後で現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備行為期間をいう。

2 増加費用の負担区分及び算定方法

- (1) 発注者は、増加費用通知の1に基づき増加費用に係る請負代金額の変更があると認めるときは、当該増加費用を現場管理計画書(一時中止とした工事の再開に当たり中止期間相当分の工期延長を行わない場合にあつては工期短縮計画書。以下同じ。)に記載するよう受注者に指示することとする。また、現場管理計画書に記載する増加費用は、一時中止期間中に要する現場における増加費用で、増加費用通知2(1)から(7)までに規定する増加費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)とし、その根拠となる見積書の提出を求めることとする。
- (2) 一時中止とした工事の再開後に受発注者間で増加費用に関するトラブルが発生することを回避するため、契約図書には適切な条件明示(関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、現場管理計画書案を作成するときには受発注者間での打合せを実施するなどの十分な調整を行うこととする。
- (3) 増加費用通知の3(1)に規定する現場管理計画書に基づく協議は、一時中止とした工事の再開後に行うことを原則とし、別紙様式第5及び別紙様式第6により行うものとする。
- (4) 別紙様式第5に記載する協議額は、現場管理計画書に従って実施し、その実施に必要な増加費用(中止期間中の現場維持等の費用に一時中止に伴う本支店における増加費用及び消費税等相当額を加えた費用)とする。受注者は、協議額の別紙様式第5の提出に当たっては、別紙第2を参考として支出した明細書を添付するものとする。
- (5) 中止期間中の現場維持等の費用は、工事一時中止に伴う増加費用として工事原価に原契約の工事費とは別項目として計上する(下図参照)。



※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

図 増加費用の構成

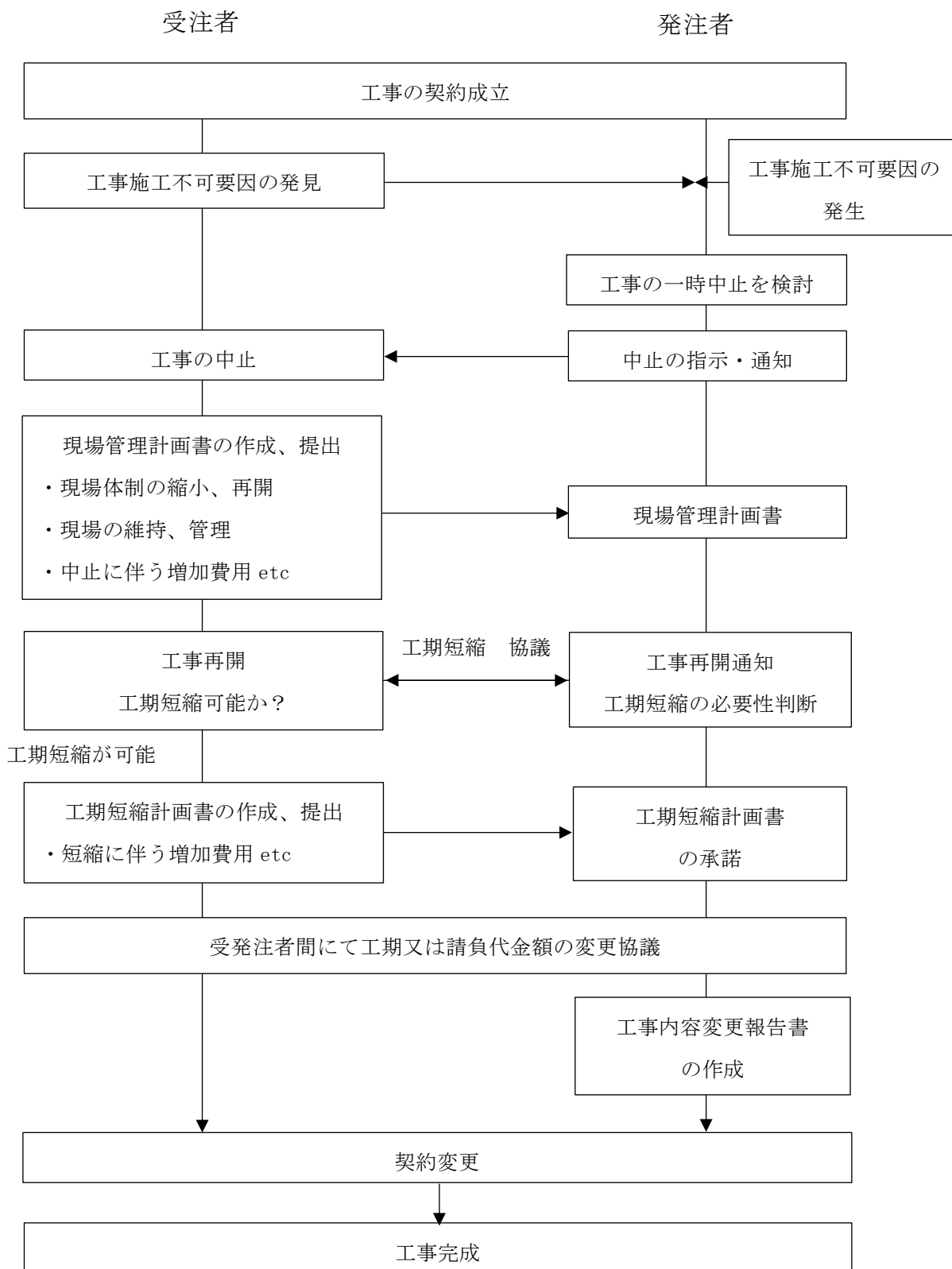
(6) 増加費用に係る請負代金額の変更契約の内訳書においては、中止期間中の現場維持等の費用として、工事原価に含め一般管理費等の対象とし、原契約の工事費とは別の項目として記載することとする（別紙第3）。

なお、落札率は、設計変更と同様に考慮する。

第6 不測の事態が生じた場合における取扱い

施工場所が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域として設定された区域に、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第52条第2項第1号に規定する要避難地域として指示された地域に含まれるなどの不測の事態が生じて施工ができなくなった場合の工事の一時中止については、この事務処理要領によらず、契約書第67条に基づき受発注者間で協議を行う。

一時中止の手續に係る基本フロー



内訳明細書例

名 称	摘 要	数量	単位	金 額	備 考
直接工事費					
○ ○ 工 事		1	式	20,000,000 20,000,000 0	
○ ○ 工 事		1	式	15,000,000 15,000,000 0	
○ ○ 工 事		1	式	10,000,000 10,000,000 0	
計				45,000,000 45,000,000 0	
共通費					
共通仮設費		1	式	1,800,000 1,800,000 0	
現場管理費		1	式	7,000,000 7,000,000 0	
中止期間中の 現場維持等の費用		1	式	4,000,000 4,000,000 0	
一般管理費等				5,000,000 5,500,000 500,000	
計				13,800,000 18,300,000 4,500,000	
合計（工事価格）				58,800,000 63,300,000 4,500,000	
				(57,624,000) (62,034,000) (4,410,000)	
消費税等相当額				4,704,000 5,064,000 360,000	
				(4,609,920) (4,962,720) (352,800)	
工 事 費				63,504,000 68,364,000 4,860,000	
				(62,233,920) (66,444,000) (4,210,080)	

令和 年 月 日

受注者住所
会 社 名
代表者氏名 殿

契約担当官等

印

工事の一時中止について

工事名

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日に契約を締結した上記工事は次により工事を一時中止されるよう、契約書第 2 1 条第 2 項の規定により通知します。これに伴い 3 に記載する書類を作成し、提出をお願いします。

- 1 一時中止をする理由
- 2 一時中止の内容
 - (1) 一時中止する工事の工種
 - (2) 一時中止する工事区域
 - (3) 一時中止期間
- 3 一時中止に伴う提出書類
 - (1) 管理体制の基本的事項
一時中止期間における工事現場の維持管理を付紙により行うこと。
 - (2) 現場管理計画書の提出
一時中止期間中の維持管理に関する現場管理計画書を発注者に提出し、その承諾を得ること。

一時中止期間における工事現場の維持管理の基本的事項

(維持管理について、詳細に記述する。)

令和 年 月 日

受注者住所
会 社 名
代表者指名 殿

契約担当官等

印

一時中止中の請負工事の再開について

工 事 名

一時中止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日付けの通知の標記工事は、令和 年 月 日より再開されるよう通知します。

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会社名

代表者氏名

印

工事一時中止に伴う現場管理計画書について

工事名

令和 年 月 日に契約を締結した上記工事について、付紙のとおり現場管理
計画書を提出します。

現場管理計画書

- 1 一時中止時点における内容
 - (1) 一時中止する工種の出来形
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具

- 2 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事。

- 3 一時中止期間中の工事現場の維持管理に関する事。

- 4 一時中止に伴う増加費用及び算定根拠に関する事。

- 5 一時中止した工事現場の管理責任に関する事。

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会社名

代表者氏名

印

工事一時中止に伴う工期短縮計画書について

工事名

令和 年 月 日に契約を締結した上記工事について、付紙のとおり工期短縮計画書を提出します。

工期短縮計画書

- 1 工期短縮に必要な施工計画、安全衛生計画に関すること。
- 2 工期短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること。
- 3 工期短縮に伴い、新たに発生する増加費用及び算定根拠に関すること。
(一部一時中止の場合は、省略できる。)

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所

会社名

代表者氏名

印

〇〇工事に係る一時中止に伴う請負代金額の変更について

現在当社で施工中の〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、工事請負契約書第21条第3項及び第24条第2項により下記のとおり協議いたします。

記

協議額 ￥ 〇〇〇

以上

上記のとおり提出されたので報告する。

令和 年 月 日

主任工事監督官

印

令和 年 月 日

受注者住所
会 社 名
代表者氏名 殿

契約担当官等
印

〇〇工事に係る請負代金額の変更について（協議）

標記について貴社より令和 年 月 日付けで提出の工事請負契約書第21条第3項及び第24条第2項に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、当局において細部について検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に依存がない場合には、下記に押印の上返送願います。

記

- 1 工事名
- 2 協議金額
- 3 貴社要求金額

以上

上記金額について承諾しました。

令和 年 月 日

契約担当官等

殿

受注者住所
会 社 名
代表者氏名 印